

個人情報保護委員会（第97回）議事概要

- 1 日時：平成31年3月27日（水）14：30～15：15
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、大滝委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、三原参事官、山崎参事官、松本参事官

4 議事の概要

(1) 議題1：いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング）について

ヒアリング対象の団体として、日本経済団体連合会の篠原情報通信委員長、若目田情報通信委員会企画部会データ戦略WG主査及び山田産業技術本部主幹が会議に出席した。

篠原情報通信委員長から、資料に沿って次の説明が行われた。

「前回の法改正は、GDPRのような国際調和の観点や匿名加工情報のようなデータ活用の視点が盛り込まれた内容であった。しかし残念ながら、日本の場合、消費者にプライバシー侵害への懸念が強く、個人データの活用に未だ踏み切れていないのが現状。したがって、今回の個人情報保護法の見直しにおいても前改正のモメンタムを維持しながら、個人の納得、信頼の下にデータの活用を活性化させる方向性で検討していただきたいと考えている。こうした視点を踏まえ、本日は大きく4点について意見を述べたい。

日本経済団体連合会は政府とともに、いわゆる「Society 5.0」の実現に向けて様々な取組を行っている。Society 5.0で実現する社会とは、いわゆるAIやIoTといったデジタルテクノロジーとデータの活用によって経済成長と社会課題解決の両立を図る、人間中心の社会を目指している。Society 5.0の実現は、個人データを含めたデータの活用を進めることができるかどうかにかかっている、といっても過言ではない。

ここからは、個人情報保護法改正に関する具体的な意見を申し上げる。まず、新たな仕組みに関する意見を3点申し上げる。1点目、GDPRで「データポータビリティ」が制度化され、我が国でも議論が行われる予定と聞いている。データポータビリティに関しては産業界でも大きく意見が分かれている。多大な企業努力によって獲得したノウハウが低下するといった慎重な意見から、事業者間で相互にデータ流通がされるためのルール整備がなされることによって公平な競争環境が実現するという意見まで、多様な意見があるのが実態。そのため、政府において検討する際には、消費者ニーズや企業のメリット、実務負担、GDPRが導入されたEUにおける評価等

も十分に考慮し、もし制度を導入するのであれば、我が国として最適な仕組みを慎重かつ丁寧に議論いただきたい。2つ目は個人情報保護法への課徴金の導入について。日本企業におけるデータの活用が十分に進展していない中、課徴金を導入することは、個人データを活用するマインドを萎縮させることにつながりかねない。また、これまで個人情報保護法に基づく命令が発出された事例はなく、個人情報取扱事業者は法を適切に遵守していることから、立法の必要性は希薄であると考えられる。一方で、日本で活動する国外事業者に罰則を強化するために課徴金を導入すべきという主張も見受けられるが、法の適用、執行に当たり外国企業を狙い撃ちにすると、国際通商ルールに違反する可能性がある。以上を踏まえて、個人情報保護法に課徴金を導入することについては、慎重な検討が必要と考えている。3点目は、端末情報の取扱いについての規律である。ターゲティング広告等に活用されるクッキーなどの端末情報について何らかの規律を行うべきとの意見がある。しかし、端末情報自体では特定の個人を識別はできない。結果として個人の権利利益を侵害することもない。また、端末情報を他の情報と照合することによって特定の個人を容易に識別できるようになった段階で、事業者は法に基づき適切に扱っている。こうしたことから、端末情報について新たな規律を設けることは慎重に検討いただきたいと考えている。

次に、現行制度に関する意見を3点。まずは1点目だが、公的部門における個人情報の取扱いについて。ご案内のとおり、民間部門における個人情報の取扱いは、個人情報保護委員会が規律・監督しているが、行政機関・独立行政法人・地方公共団体はそれぞれ独自の規律・監督に服している。民間企業が国公立大学、国公立病院などと共同研究を行う場合に、個人情報の取扱いに支障をきたすなどの懸念が存在。産業界でも、海外、特にヨーロッパとの共同研究があるが、国公立大学や研究機関などがGDPRに基づく十分な性認定の対象になっていないことからやりづらい、という懸念がある。個人情報の監督の主体が異なることから、ほとんど共通の規律であっても、解釈の主体が異なり、実務上の混乱をきたす可能性がある。このため、個人情報保護委員会が民間部門のみならず、公的部門における個人情報の適正な取扱いについても整合性を図る方向で検討いただけると幸い。2点目として、ガイドライン等の改善について。前回の改正で導入された匿名加工情報制度も含め、事業者が個人データを取り扱うにあたって最も重視するのがガイドライン。実務を踏まえてガイドラインの充実・見直しをしていただきたい。今のガイドラインのみでは判断できない事項が多いということ。3点目として、国内外事業者への公平・公正な法の適用・執行について。海外事業者による規律に従った適切な個人情報の取扱いを確保するため、外国政府

機関との執行協力を着実に実施いただければと考えている。

最後に、国際的なデータの円滑な流通について意見を述べたい。

まず「データの自由な越境流通の確保」について。Society 5.0実現のためには、国境を越えて情報が自由に流通する環境の確保が大前提。そのためには、国際的な制度構築を主導するとともに、各国のデータローカライゼーション規制については、粘り強く緩和・縮小を働きかけていただきたい。

次に、企業実務を踏まえて「越境移転についてのルールの整理」に関して2点要望したい。1点目の要望として、EUからの個人データが越境「再」移転される場合の規制への対応をお願いしたい。現在日本企業は、EUからの個人データが越境「再」移転される場合に、個人情報保護法だけでなく、EUの要請に基づき契約等を通じて補完的ルールも遵守する必要がある。そこで、日本企業がEUからの個人データを米国の事業者に移転する際、再移転先の事業者が米国・EU間のプライバシー・シールドに基づく認証を受けている場合は「補完的ルール」を不適用とする仕組みを検討すべき。なお、GDPRに類似したルールが世界的に普及すれば、同様の問題が生じる懸念がある。困難な国際交渉が予想されるが、日本企業による国際的なデータ活用が阻害されることのないよう、個人情報保護委員会によるデータを巡る国際的なルール形成の強化を期待する。2点目の要望について。EU域外の外国の第三者に個人データを提供する場合、事前の本人同意が不要となる場合が個人情報保護委員会の施行規則に列挙されているが、法第24条に基づき指定される国はEUのみ。また、法第23条第1項で認められるのは法令に基づく場合等に限定されており、加えて、第三者が「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制」を整備しているかどうかの確認が非常に困難であるケースが存在するため、事前の本人同意を取得するしかないという状況がある。このような実務的状況も踏まえ、外国の第三者への個人データの提供が認められる適法性要件の追加を検討していただきたい。」

嶋田委員長の進行により、質疑応答が行われた。

中村委員から「Society5.0という我が国の方向性を見据えた大局的な見地からの御意見であった。新たな仕組みに関する意見、既存制度に関する意見、そして国際的なデータの円滑な流通に関する意見を頂戴した。既存制度について、ガイドライン等の改善との意見であるが、個人情報保護法そのものについて、具体的な指摘があれば頂戴したい。また、国立大学法人や国立研究機関等においては、民間事業者に対する規律とは異なるため、他機関との共同研究の際に支障があるとのことだが、国の行政機関において、個人情報保護法の適用対象外となっていることで何か具体的な弊害はあるか」と

という旨の発言があった。

これに対し、日本経済団体連合会から「法改正の要否については現時点では分からないが、公的部門について個人情報の取扱いを変更するならば、法改正が不可欠になるのではないか。現状、国の行政機関において具体的な問題はないと認識。しかし、今後Society5.0を見据えスマートシティ等の実現に向けて自治体のデータも利用していくのであれば、国内に留まらず国外にも広がる場合、公的部門についてGDPRに基づく十分性が認められていないため、逐一共同研究等の際に、ここはオープンにでき、ここはできないといった制約が出てくるのではないか」という旨の発言があった。

小川委員から「P3で、ターゲティング広告配信時等に使用するクッキー等の端末情報について新たに規制を設けることについては反対とのことだが、「事業活動の実態」及び「利用者の利便」の両面について、と資料に書いてあるが、新たな規律に反対するそれぞれの具体的な理由を教えてください」という旨の発言があった。

これに対し、日本経済団体連合会から「まずクッキーについては、事業者はこれを利用して消費者に対して広告を出しており、消費者の利便については、逐一様々な項目に自ら入力しなくても同じページが出てくるといった一定の利便性がある。また事業活動については、プロファイリングができる点で利用者に対してよりの確に自らの商品売りこむことができるという利点がある。しかし、一人の人間をプロファイリングしてさらに売上げを上げていくという使い方だけではなく、様々な人のデータを取り揃えることで、例えば、医療に活用する等様々な可能性がある。事業者としては、その可能性が低くなるようなことは行わない方が良いのではないかと考えている。利用者にとりネガティブなことについては現状起こっておらず、これは個人情報を取り扱う事業者において個人情報の保護が担保されていることの現れであり、これからも継続していく」という旨の発言があった。

丹野委員から「1点目として、個人データに関する個人の権利の在り方の観点の中で、削除や利用停止等について、現時点では制約もあるため、より広範に個人の権利を認めるべきとの意見も多くある。この点について資料や発表では全く触れられていなかったが、どのようにお考えか伺いたい。2点目として、資料P5(3)において、「国内外事業者への公平・公正な法の適用・執行」とあるが、当委員会では、国外事業者に対しても平成29年度から30年度第3四半期までに、漏えい報告を28件受領し、指導・助言を17件行うとともに、外国当局との執行協力も行うなど、国内外事業者への公平・公正な法の適用・執行に取り組んでいると認識しているが、資料の当該部分のご指摘は、このような現在の当委員会の取組に対しての激励と解して良いか」

という旨の発言があった。

日本経済団体連合会から「1点目について、データポータビリティを含め、いわゆるデータのオーナーシップの点については、立場により産業界の中で多くの意見がある。より厳しく制限すべきとの意見もあれば、より拡大して新たな可能性を見出すべきという意見もあり、この部分については、日本経済団体連合会として一つの考えをまとめることができなかつたと理解していただきたい。2点目については、ご認識のとおり。前回の法改正において執行協力等が導入されており、このまま個人情報保護委員会において着実に実施していただきたいとの趣旨である」旨の発言があった。

熊澤委員から「1点目として、資料P7の「EUからの個人データの越境「再」移転の規制への対応」については、貴重な意見であると思うが、当委員会としても米欧と協議を進めているところ。経団連として「検討すべき」と指摘されているのは、これが我が国の産業界としてもメリットがあるからとの理解で良いか。2点目として、資料P8の「外国の第三者への個人データの提供が認められる適法性要件の追加」との提案について、委員会では、APECのCBPRといった認証制度等の推進に取り組んでいるが、これ以外のものが必要との趣旨か。具体的にイメージされている内容を伺いたい」という旨の発言があった。

日本経済団体連合会から「1点目について、資料P7にあるような円滑なデータ再移転ができるということは、産業界にとって非常にメリットがある。むしろ、これがなければ産業界としてデメリットが大きいと考えている。2点目について、CBPR推進に取り組んでいることは非常に良いことであり当連合会としても歓迎するが、一方で、CBPRに参加する国や事業者の数がまだ限定的であるので、その仲間作りやCBPRとGDPRの相互接続性という点で更に進めてもらえると有り難い」という旨の発言があった。

大滝委員から「現行のガイドラインでは判断が難しいことがあるため個別具体的内容を詳細に書き込んでほしいとのことだが、一方で、ガイドラインの充実に関しては、詳細に書き込むほど、企業の創意工夫やイノベーションの機会を制約又は奪うことになるという指摘もあり、一定の緩さがあった方が良いという考え方について、どう考えるか。また、漏えい報告についての御説明はなかったが、漏えい報告を法律上義務化し、その上で、一定の軽減措置を設けるという議論があることについてどう考えるか」という旨の発言があった。

これに対し、日本経済団体連合会から「ガイドラインは、ある程度の自由度と分かりやすさのバランスが必要だが、現行ガイドラインは不自由な部

分より、曖昧で分かりづらい部分が多いと考えている。例えば、匿名化ではその度合いを高めるほど価値が損なわれるので、どれくらいが適当なのか分からないと企業側は困る。より一般的な話としても、本人同意についてこれなら適正な本人同意取得と言えるということが分からないとガイドラインにのっとり安心して事業を行うことができない。ガイドラインの策定後も、運用していく中で見直しを行うようにしていただきたい。漏えい報告については、何が起きているかを把握した上で、早く報告することが重要だが、現時点で日本の事業者は比較的早く対応できている。また、報告件数もあまり多くないことから、義務化は必ずしも必要ではないと考える」旨の発言があった。

藤原委員から「端末情報の取扱いについて、端末情報単体では特定の個人が識別できず、事業者においてもターゲティング広告を適切に行っていることから個人の権利利益を侵害していないこと、また、漏えい報告についても報告件数を見ると事業者において適切に取り扱っているので、法律上義務化する必要はないのではないかと御意見があった。しかし、経団連傘下の事業者は適切に行っている、個人情報保護法は全ての民間事業者を対象としていることを考慮する必要がある。また、課徴金の導入には萎縮効果があり、国内外の平等原則に反してもいけないので反対であるとの意見と理解するが、課徴金ではなく、罰金の引上げ等による罰則強化についてはどう考えるのか。もし反対である場合、その根拠は何かについても併せて教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、日本経済団体連合会から「端末情報あるいは漏えい報告に関して義務化や新たな規制は必要ないということについて、全ての民間事業者を考慮する必要があるという御意見については、まさにそのとおりであるが、他方で、我が国の事業者においては個人データが十分活用ができると言えない中、義務化や新たな規制となると事業者が更に萎縮してしまうので、現段階においては義務化や新たな規制は必要ないのではないかと考える。罰金の引上げ等の罰則の強化については、これまで経団連の中で話は出ておらず、組織としての意見はないが、少なくとも事業者側から罰則強化を要望することはないのではないかと。また、これまでに個人情報保護法に基づく命令が発出されたことはないということは、命令が発出される前に事業者は何らかの改善措置を講じているということであると考え。そういう状況を踏まえると現段階においては罰金の引上げ等の罰則の強化については必要ないのではないかと」という旨の発言があった。

藤原委員から「新興の事業者など、現行の行政指導の枠組みの中の制裁では実効性が不十分な事業者を念頭に、課徴金制度が必要という意見もある

がどう考えるか」という旨の発言があった。

これに対し、日本経済団体連合会から「新興の事業者に対してのみ適用される規制を導入することはできないのではないか。そのような規制を導入すれば、個人データの活用について現在萎縮している事業者が、更に萎縮してしまうのではないかと考える」旨の発言があった。

藤原委員から「日本経済団体連合会として、現行の個人情報保護法の規律では十分に規制できない、個人情報の望ましくない取扱いがなされている分野・領域があれば教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、日本経済団体連合会から「現時点で把握している範囲では、承知していない」旨の発言があった。

さらに、藤原委員から「国際的なデータの円滑な流通に関する意見のところで、行政機関あるいは独立行政法人等の公的機関と協業して外国にデータ移転を行うときに、GDPRの十分性の認定の関係で困るのではないかという意見について、具体的に困っていることは現在はないということによいか。かつては公立大学、国立大学、国立研究所、私立大学において医療分野についてはデータの円滑な流通について問題があるとの話もあったが、本日の指摘は外国へのデータ流通の場合の指摘であって、具体的に困っていることはまだないが可能性があるかと受け止めればよいか」という旨の発言があった。

これに対し、日本経済団体連合会から「企業が大学と協力して個人データを活用しようとした場合に、それぞれの主体における個人データの解釈が違うために、国内であっても共同契約を締結する際に手間や誤解が生じてしまうこともあると考える。そのため、海外へのデータ流通の場合だけでなく、国内でも一般企業と国立大学が連携する場合でも個人データの解釈を合わせておいた方が良く考える」旨の発言があった。

藤原委員から「国内において医療分野では御指摘の事例があることは承知しているが、医療分野以外で具体事例があれば教えていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、日本経済団体連合会から「例えば自治体が設置するカメラ画像と民間企業が設置するカメラ画像をトータルに活用する事例もあるそうである。アカウントビリティの観点、消費者の分かりやすさの面からも、自治体が設置する場合と民間企業が設置する場合にかかわらず、カメラの活用であれば一律同じルールであった方が良くはないかと考える。また、ガイドラインの明確化についての補足となるが、学術研究の適用除外規定について、どういった場合に該当するのかを明確化してほしいという要望や、学術研究の適用除外に該当するとしても、例えばカメラ画像の活用など

に関してはガイドラインとして明確化してほしいという要望を聞いたことがある」旨の発言があった。

嶋田委員長から「頂いた意見も含め、様々なステークホルダーの方々に個人情報保護を巡る意見を聴きながら、課題を整理、審議してまいりたい」旨の発言があった。

(2) 議題2：監視監督について

事務局から、資料に基づき説明を行い、原案のとおり決定された。

※内容については非公表。

以上